

公立宇出津総合病院医師修学資金 貸付のしおり

(平成28年度 募集要項)



【問い合わせ・申込先】

能登町 公立宇出津総合病院

修学資金担当

TEL 0768-62-1311

目 次

1	制度のあらまし・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	申し込み手続き・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3	貸付の決定と手続き・・・・・・・・・・・・・・・・	3
4	修学資金の貸与・・・・・・・・・・・・・・・・	3
5	貸付決定の取り消し・・・・・・・・・・・・・・・・	3
6	貸付の休止・・・・・・・・・・・・・・・・	3
7	貸付金の返還等・・・・・・・・・・・・・・・・	4
8	異動と届出・・・・・・・・・・・・・・・・	5
	各種申請・届出等様式・・・・・・・・・・・・・・・・	6
	公立宇出津総合病院医師修学資金貸与条例・・・・・・・・	1 1
	公立宇出津総合病院医師修学資金貸与条例施行規程・・・・	1 3

1 制度のあらまし

公立宇出津総合病院医師修学資金貸与制度は、郷土の医療を支える人材の育成及び確保を図り、安定的な医療提供体制を確立するため、将来医師として公立宇出津総合病院の業務に従事しようとする者に対し、修学に必要な資金を貸与するものです。

医師免許を取得後、当院に修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間勤務することで、修学資金の返還を免除します。

1. 貸与対象者

学校教育法に規定する大学において医学を履修する課程に在学する者であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの

- 大学を卒業した後、病院の医師として業務に従事しようとする意思のある者であること。
- 本人又は保護者が県内に住所を有していること
- 他から同種類の修学資金等の貸与又は給付を受けていないこと。

2. 貸与の条件

(1) 貸付金額

月額25万円（年額300万円）

(2) 貸与期間

貸与を決定された日の属する年度の4月から在学する大学の正規の修業年限の3月まで

2 申し込み手続き

募集期間内に、「公立宇出津総合病院医師修学資金貸与申請書（別記様式第 1 号）」に必要な書類を添付して、申し込みください。

1. 提出書類

- ① 公立宇出津総合病院医師修学資金貸与申請書（別記様式第 1 号）
- ② 大学の医学を履修する課程に在学する者であることを証明する書類
- ③ 大学における学業成績を証明する書類（修業年数が 1 年に満たない者にあつては、卒業した高等学校における学業成績を証明する書類）
- ④ 在学する大学の学長又は学部長の医学生修学資金貸付者推薦調書
- ⑤ 住民票の写し（本人が県内に住所を有しない場合は、保護者の住民票）
- ⑥ 戸籍謄本（申請の日前 2 箇月以内に発行されたもの）
- ⑦ 健康診断書（申請の日前 2 月以内に作成したもの）
- ⑧ 生計を維持する者の収入を証明する書類

※申請にあたっては、2 名の連帯保証人が必要となります。連帯保証人は、独立した生計を営む成年で、修学資金の貸与決定の際は、申請者と連帯し修学資金の返還債務を負うことになります。また、申請者が未成年である場合は、連帯保証人のうち 1 人は、その者の法定代理人（父または母等）としてください。

2. 申込期限 平成 28 年 5 月 16 日（月）必着

3. 申し込み先

公立宇出津総合病院事務局 医師修学資金担当 あて
〒927-0495 石川県鳳珠郡能登町字宇出津タ字 97 番地

4. 提出方法

直接持参または郵送してください。受付時間は午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までです（土日、祝日を除く）。また、郵送の場合は、封筒に「医師修学資金貸与申請書在中」と明記し、簡易書留または配達記録で郵送してください（当日消印有効）。

3 貸付の決定と手続き

1. 貸与者の決定

書類審査と面接の結果により貸付の適否を決定し、書面で通知します。面接の日程などは別途お知らせします。

2. 貸付の手続き

貸付の決定通知を受けた方は、速やかに誓約書を提出してください。

4 修学資金の貸与

修学資金は、年4回交付します（4月分から6月分までを4月に、7月分から9月分までを7月に、10月分から12月分までを10月に、1月分から3月分までを1月に交付）。

但し、新規貸与者の初回分については、貸与決定後に、4月分まで遡って交付します。

5 貸付決定の取り消し

次のいずれかに該当する場合は、貸付の決定を取り消します。なお、貸付の決定が取り消された場合は、貸付金を返還していただきます。

- ① 大学を退学したとき
- ② 学業成績が著しく不良となったと認められるとき
- ③ 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき
- ④ 死亡したとき
- ⑤ その他修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき

6 貸付の休止

修学生が大学を休学し、または停学の処分を受けたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月分からその事実の消滅した日の属する月の分まで、修学

資金の貸与を行わないものとします。

この場合において、貸与を行わない期間の分として既に貸与された修学資金があるときは、その修学資金は、その事実の消滅した日の属する月の翌月以後の分として貸与されたものとみなされます。

7 貸付金の返還等

1. 貸付金の返還

次に該当する場合は、返還事由が生じた日の属する月の翌月の初日から起算して貸与を受けた期間に相当する期間を経過する日の属する月までの期間に、月賦均等払いの方法によりしなければなりません。なお、繰り上げて返還してもかまいません。

- ① 修学資金の貸与の決定が取り消されたとき
- ② 医師の免許を受けた後、直ちに当院の医師にならなかったとき（臨床研修期間中を除く）
- ③ 当院の医師でなくなったとき
- ④ 修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき

2. 遅延利息

修学生は、正当な理由がなくて、修学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額について年14.6パーセントの割合による延滞利息を支払わなければなりません。

3. 返還の猶予

次のいずれかに該当するときは、各々の定める期間に限り、修学資金の返還の債務履行を猶予する場合があります。

- ① 医師の免許を取得した後、引き続き臨床研修を受けているとき
- ② 医師の免許を取得しようとするとき（ただし、その期間は、大学を卒業後2年を限度）
- ③ 災害、疾病その他やむを得ない事由があるとき

※返還の猶予を受けようとするときは、「公立宇出津総合病院医師修学資金返還猶予申請書（様式第3号）」に、申請の理由を証明する書類を添付して申請してください。

4. 返還の免除

医師として病院の業務に従事した期間が、修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間に達したときは、その全額を免除します。

また、従事期間中、死亡または心身の故障その他やむを得ない事由により医師としての業務を継続することができなくなったときは、修学資金の貸与の額に従事期間を貸付期間で除して得た数を乗じて得た額を免除します。

また、修学生が死亡し、または心身の故障その他やむを得ない事由により修学資金の返還の債務を免除することが適当と認めるときは、当該返還の債務の全部又は一部を免除する場合があります。

※返還債務の減免を受けようとするときは、「公立宇出津総合病院医師修学資金返還債務免除申請書（様式第4号）」に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して申請してください。

8 異動と届出

修学生は、次のいずれかに該当することとなった場合には、直ちにその旨を届け出てください。

- ① 条例第6条各号のいずれかに該当したとき
- ② 修学生または連帯保証人の住所又は氏名に変更があったとき
- ③ 修学生が休学し、または復学したとき
- ④ 公立宇出津総合病院医師修学資金貸与申請書の記載事項に変更が生じたとき
- ⑤ 連帯保証人が死亡したときその他連帯保証人を変更すべき事由が生じたとき

【お問い合わせ先】

〒927-0495

石川県鳳珠郡能登町字宇出津タ字97番地
公立宇出津総合病院事務局

電 話：0768-62-1311

FAX：0768-62-3769

メール：ushitsu-hospital@noto119.com

URL：http://www.hospitalnet.jp/

年 月 日

（表）

（あて先） 能登町長

住所

氏名

㊞

公立宇出津総合病院医師修学資金貸与申請書

公立宇出津総合病院医師修学資金の貸与を受けたいので、次のとおり申請します。

貸与金額 (月額)	円	期間	平成 平成	年 年	月 月	日から 日まで
住所	郵便番号 - TEL () 都道府県					
(ふりがな) 氏名及び 生年月日	年 月 日生 (男・女)					
在学して いる大学	名称 (学部 学科 学年) 所在地 入学年月日 年 月 日入学 卒業予定年月 年 月 卒業予定					
学歴	年 月 中学卒業 年 月 卒業 年 月					
保証人 予定者	住所	TEL ()				
	(ふりがな) 氏名及び 生年月日	年 月 日生 (男・女)				
	本人との続柄					
	勤務先及び 職業					
	年所得額	万円				
保証人 予定者	住所	TEL ()				
	(ふりがな) 氏名及び 生年月日	年 月 日生 (男・女)				
	本人との続柄					
	勤務先及び 職業					
	年所得額	万円				

(裏)

家族 の 状 況	氏 名	続 き 柄	年 齢	同 居 ・ 別 居 別	勤 務 先 及 び 職 業	年 所 得 額	備 考
				同 ・ 別			
				同 ・ 別			
				同 ・ 別			
				同 ・ 別			
				同 ・ 別			
				同 ・ 別			
				同 ・ 別			
(注) 必要書類添付のこと。					申 請 区 分	新 規	継 続

様式第2号(第9条関係)

年 月 日

(あて先) 能登町長

住所

氏名



公立宇出津総合病院医師修学資金返還届出書

医師修学資金を返還したいので、次のとおり届け出ます。

貸与を受けた者の氏名			
貸与期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで		
貸与金額	円		
返還金額	円		
返還方法	1 一括払い 2 月賦均等払い (回払い) 3 半年賦均等払い (回払い)		
返還の理由			

様式第3号(第10条関係)

年 月 日

(あて先) 能登町長

住所

氏名

印

公立宇出津総合病院医師修学資金返還猶予申請書

公立宇出津総合病院医師修学資金の返還の猶予を受けたいので、次のとおり申請します。

貸与を受けた者の氏名				
貸与を受けた額	円	貸付け決定	年月日	
			決定番号	
猶予を受けようとする額及び期間	円	年 月 日から 年 月 日まで		
猶予を受けようとする理由				
備考 (就業計画等)				

(注)必要書類添付のこと。

年 月 日

(あて先) 能登町長

住所

氏名 印

公立宇出津総合病院医師修学資金返還債務免除申請書

公立宇出津総合病院医師修学資金貸与条例に基づき、返還債務の免除を受けたいので、次のとおり申請します。

貸与を受けた者の氏名		貸付け決定	年月日	
			決定番号	
貸与期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで (計 年 月)			
貸与を受けた額		免除を受けようとする額		
返還金額	円			
免除を受けようとする理由				
就業期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日			
休職又は停職の有無及び期間	有・無 平成 年 月 日から 平成 年 月 日			
他の医療機関での研修の有無及び期間	有・無 平成 年 月 日から 平成 年 月 日			
一部免除の場合は返還金額の返還方法	1 一括払い 2 月賦均等払い (回払い) 3 半年賦均等払い (回払い)			

(注) 必要書類添付のこと。

公立宇出津総合病院医師修学資金貸与条例

(目的)

第1条 この条例は、将来医師として公立宇出津総合病院（以下「病院」という。）の業務に従事しようとする者に対し、修学に必要な資金（以下「修学資金」という。）を貸与することにより、病院における医師の確保と、郷土の医療を支える人材の育成に寄与することを目的とする。

(貸与対象者)

第2条 修学資金の貸与を受けることができる者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（以下「大学」という。）において医学を履修する課程に在学する者であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(1) 大学を卒業した後、病院の医師として業務に従事しようとする意思のある者であること。

(2) 本人又は保護者（父母又はこれに準ずる者をいう。）が県内に住所を有していること

(3) 他から同種類の修学資金等の貸与又は給付を受けていないこと。

(修学資金の額)

第3条 修学資金の額は、月額25万円以内とする。

(貸与の期間)

第4条 修学資金を貸与する期間は、その貸与を決定された日の属する年度の4月から在学する大学の正規の修業年限の3月までとする。

(貸与の申請及び決定)

第5条 修学資金の貸与を受けようとする者（次項において「申請者」という。）は、連帯保証人2名を立て、町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項に規定する申請があったときは、その内容を審査の上、修学資金の貸与の可否を決定し、申請者に通知するものとする。

(貸与の停止及び決定の取消し)

第6条 町長は、前条第2項の規定により修学資金の貸与の決定を受けた者（以下「修学生」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、修学資金の貸与を停止し、当該決定を取り消すことができる。

(1) 死亡したとき。

(2) 大学を退学したとき。

(3) 学業成績が著しく不良となったと認められるとき。

(4) 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

(貸付けの休止)

第7条 町長は、修学生が大学を休学し、又は停学の処分を受けたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月分からその事実の消滅した日の属する月の分まで、修学資金の

貸与を行わないものとする。この場合において、貸与を行わない期間の分として既に貸与された修学資金があるときは、当該修学資金は、その事実の消滅した日の属する月の翌月以後の分として貸与されたものとみなす。

(返還)

第 8 条 修学生が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その日の属する月の翌月から、規程で定めるところにより、修学資金を返還しなければならない。

- (1) 第 4 条の規定による貸与の期間が満了したとき。
- (2) 第 6 条の規定による取消しがあったとき。
- (3) 医師の免許を受けた後、直ちに病院の医師にならなかったとき。
- (4) 病院の医師でなくなったとき。
- (5) 前 2 号に掲げるもののほか、修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

(返還の猶予)

第 9 条 町長は、修学生が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる事由の継続する期間に限り、修学資金の返還の債務の履行を猶予することができる。

- (1) 医師の免許を取得した後、引き続き臨床研修を受けているとき。
- (2) 医師の免許を取得しようとするとき。ただし、その期間は、大学を卒業後 2 年を限度とする。
- (3) 病院において医師として業務に従事しているとき。
- (4) 災害、疾病その他やむを得ない事由があるとき。

(返還の免除)

第 10 条 町長は、修学生が前条第 2 号に規定する期間内に、医師として病院の業務に従事し、かつ、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該各号に定める額の修学資金の返還の債務を免除するものとする。

- (1) 医師として病院の業務に従事した期間（次号において「従事期間」という。）が、修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間に達したときは、その全額
- (2) 従事期間中、死亡又は心身の故障その他やむを得ない事由により医師としての業務を継続することができなくなったときは、修学資金の貸与の額に従事期間を貸付期間で除して得た数を乗じて得た額

2 町長は、前項に規定する場合を除くほか、修学生が死亡し、又は心身の故障その他やむを得ない事由により修学資金の返還の債務を免除することが適当と認めるときは、当該返還の債務の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第 11 条 この条例に定めるもののほか、同条例の施行に関し必要な事項は、町長が規程で定める。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

公立宇出津総合病院医師修学資金貸与条例施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公立宇出津総合病院医師修学資金貸与条例（平成27年能登町条例第38号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(申請の手続)

第2条 条例第5条第1項の規定により公立宇出津総合病院医師修学資金（以下「修学資金」という。）の貸与を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、町長の定める日までに公立宇出津総合病院医師修学資金貸与申請書（別記様式第1号）を次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。ただし、町長が適当と認めるときは、添付書類の一部を省略することができる。

- (1) 条例第2条に規定する大学（以下「大学」という。）の医学を履修する課程に在学する者であることを証明する書類
- (2) 大学における学業成績を証明する書類（修業年数が1年に満たない者にあつては、卒業した高等学校における学業成績を証明する書類）
- (3) 在学する大学の学長又は学部長の医学生修学資金貸付者推薦調書
- (4) 住民票の写し（本人が県内に住所を有しない場合は、保護者の住民票）
- (5) 戸籍謄本（申請の日前2箇月以内に発行されたもの）
- (6) 健康診断書（申請の日前2月以内に作成したもの）
- (7) 生計を維持する者の収入を証明する書類
- (8) その他町長が必要と認める書類

(連帯保証人)

第3条 条例第5条第1項に規定する連帯保証人は、独立の生計を営み、修学資金の返還（修学資金に係る利息の支払を含む。以下同じ。）の責任を負うことができる資力を有する者でなければならない。

2 申請者が未成年であるときは、前項の連帯保証人のうち1人は、その者の法定代理人でなければならない。

(誓約書)

第4条 修学資金の貸与を受けようとする者は、町長の指示に従い、誓約書に保証人の印鑑証明書及び収入を証明する書類を添えて提出しなければならない。

(貸与の決定)

第5条 町長は、条例第5条第2項の規定による貸与の決定に当たっては、書面による審査のほか、面接等による審査を行い、貸与の可否を決定するものとする。

(貸与の方法)

第6条 修学資金は、年4回交付するものとし、4月分から6月分までを4月に、7月分から9月分までを7月に、10月分から12月分までを10月に、1月分から3月分までを1月に交付するものとする。ただし、町長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(届出の義務)

第7条 修学資金の貸与の決定を受けた者(以下「修学生」という。)又はその保護者等は、次の各号のいずれかに該当したときは、直ちに当該事実を証する書類等を添えて、町長に届け出なければならない。

- (1) 条例第6条各号のいずれかに該当したとき。
- (2) 修学生又は連帯保証人の住所又は氏名に変更があったとき。
- (3) 修学生が休学し、又は復学したとき。
- (4) 公立宇出津総合病院医師修学資金貸与申請書の記載事項に変更が生じたとき。
- (5) 連帯保証人が死亡したときその他連帯保証人を変更すべき事由が生じたとき。
- (6) 医師として公立宇出津総合病院に就業したとき。

2 修学生は、町長が成績証明書の提出を求めたときは、直ちにこれに応じなければならない。

(借用証書等)

第8条 修学生は、修学資金の貸与の期間が満了したとき又は条例第6条の規定による修学資金の貸与の決定の取消しを受けたときは、既に貸与を受けた修学資金の総額に対する公立宇出津総合病院医師修学資金借用証書を町長に提出しなければならない。

(返還の方法等)

第9条 条例第8条の規定により修学資金を返還する者は、直ちに公立宇出津総合病院医師修学資金返還届出書(様式第2号)を町長に提出しなければならない。

2 修学資金の返還は、貸与を受けた修学資金(条例第10条第2項の規定により返還の債務の一部が免除されたときは、免除された額を控除した額)を、返還すべき理由が生じた日の属する月の翌月の初日から起算して貸与を受けた期間(条例第7条の規定により修学資金を交付されなかった期間を除く。)に相当する期間(条例第9条の規定により修学資金の返還を猶予されたときは、当該猶予された期間を合算するものとする。)を経過する日の属する月までの期間に、月賦均等払いの方法によりしなければならない。ただし、繰り上げて返還することを妨げない。

3 修学生は、正当な理由がなく、修学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額について年14.6パーセントの割合による延滞利息を支払わなければならない。

4 前項の延滞利息を計算する場合の年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。この場合において、延滞利息の額に100円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(返還の猶予の申請及び決定)

第10条 条例第9条の規定による返還の債務の履行の猶予(以下「返還の猶予」という。)を受けようとする者は、公立宇出津総合病院医師修学資金返還猶予申請書(様式第3号)を、町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、返還の猶予の可否について決定し、当該申請書を提出した者に通知するものとする。

(返還の猶予の取消し等)

第 11 条 返還の猶予を受けている者が、当該猶予を辞退するときは、関係書類を添えて、町長に届け出なければならない。

- 2 町長は、前項に規定する申出書の提出があったときは、その内容を審査し、返還の猶予を取り消すことができる。

- 3 第 9 条の規定は、前項の規定により返還の猶予の取消しを受けた場合における修学資金の返還について準用する。

(期間の算定方法)

第 12 条 条例第 10 条第 1 項に規定する医師として公立宇出津総合病院の業務に従事した期間の算定は、当該業務の従事を開始した日の属する月から当該業務の従事を終了した日の属する月までの期間をもって、当該業務に従事した期間とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する期間内に連続して 1 月以上の研修若しくは休職（業務に起因するものを除く。以下この項において同じ。）をし、又は停職となった期間があるときは、当該研修若しくは休職をし、又は停職となった期間の開始した日の属する月からその終了した日の属する月までの月数を除いた期間をもって、同項の規定による業務に従事した期間とする。ただし、特に町長が必要と認める場合は、この限りでない。

(返還の免除の申請及び決定)

第 13 条 条例第 10 条の規定による返還の債務の免除を受けようとする者は、公立宇出津総合病院医師修学資金返還債務免除申請書（様式第 4 号）を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、返還の免除の適否を決定し、修学生又はその保護者等に通知するものとする。

(補則)

第 14 条 この規程に定めるもののほか、修学資金の貸与等に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。